

京都市の現行の景観審査制度について

1 美観風致審議会への諮問

＜風致地区内の行為の許可＞

1) 制度概要

風致地区内では、許可に係る行為が大規模な建築物等の新築、改築、増築又は移転その他風致の維持に特に重大な支障を生じさせるおそれがあるものについては、あらかじめ美観風致審議会に諮る。

2) 近年の実績

年度	案件名
平成23年度	・片岡安設計の洋館移転計画 ・フォーシーズンズホテル計画（事前協議1回）
平成24年度	・京都産業大学における新1号館（仮称）及び新7号館（仮称）の建築計画（事前協議1回） ・京都精華大学キャンパス新整備計画（事前協議1回）
平成25年度	・京都会館整備計画（事前協議3回） ・立命館大学衣笠キャンパス新図書館新築計画（事前協議1回） ・青蓮院（将軍塚）大護摩堂建築計画 ・京都産業大学新2号館（仮称）・新教室棟（仮称）の建築計画（事前協議1回）
平成26年度	・平安神宮南西部整備事業（事前協議2回）
平成27年度	・国立京都国際会館増築計画（事前協議3回） ・下鴨神社御蔭通南側計画（事前協議2回）

＜景観地区内の建築物の認定の特例＞

1) 制度概要

景観地区内で形態意匠の制限の適用をしない特例制度により認定を行う場合、あらかじめ美観風致審議会の意見を聴かなければならない。

2) 実績

年度	案件名
平成23年度	・京都大学（南部）立体駐車場新築計画（事前協議1回）
平成24年度	・NHK 新京都放送会館建築計画（事前協議1回）
平成25年度	—
平成26年度	・府立鴨沂高等学校校舎等整備計画（事前協議1回）
平成27年度	・中井工業株式会社本社ビル新築計画

2 高度地区の特例許可（景観審査会への諮問）

1) 制度概要

平成19年度に「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手続きに関する条例」を制定し、高度地区の特例許可を受けようとする建築物の計画の周知のための手続き（標識設置，説明会等），市民の意見を反映させるための手続き（意見書の提出等）を定めている。

また，特例許可をしようとするときは，あらかじめ景観審査会の意見を聴かなければならない。

2) 実績

年度	許可の種別	事例
平成20年度	新築	・京都大学吉田キャンパス病院構内における整備計画
	既存部分への増築 (新たに高さは超えない)	・国民生活金融公庫京都支店店舗改修計画 ・頂法寺会館別館WEST18増築計画 ・COCON烏丸ビルにおける自転車置場の増築計画
平成21年度	既存部分への増築 (新たに高さは超えない)	・京都ブライトンホテル増築計画 ・京都市立西陣小学校校舎増築計画 ・京都医療センター病棟増築計画
平成22年度	新たに高さ規制を超える増築	・京都第一赤十字病院(3期，4期整備工事)
平成23年度	新築（移転）	・片岡安設計の洋館移築計画
	既存部分への増築 (新たに高さは超えない)	・洛陽総合高等学校における校舎整備計画
平成24年度	新築	・京都大学吉田キャンパス病院構内における新病棟整備計画
	既存部分への増築 (新たに高さは超えない)	・京都市立北総合支援学校校舎等整備計画
平成25年度	既存部分への増築 (新たに高さは超えない)	・独立行政法人国立病院機構京都医療センター第2外来棟増築計画
平成27年度	新築	・同志社女子大学 新楽真館（仮称）整備計画

3 優良デザイン促進制度

1) 制度概要

良好な景観形成に寄与する優れた建築物を積極的に誘導するために，市民や事業者が建築物や工作物を整備する際，その計画の初期段階から，専門家からの助言を中心に，市民・事業者及び行政の三者の間で，計画地における「優良なデザイン」のあり方について意見交換できる仕組み。

2) 実績（開催回数）

平成23年度 1回

平成24年度 4回

平成25年度 7回

平成26年度 11回

平成27年度 11回 ※平成27年12月末現在